

指定基準における人員配置について (児童発達支援、放課後等デイサービス)

1 指定基準について

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項第1号)

児童発達支援の単位ごとにそのサービス提供を行う時間帯を通じて専ら当該提供に当たる児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者(高等学校を卒業した者等で2年以上障害福祉サービスに従事した者)の合計数が、下記の区分に応じ、それぞれイまたはロの数以上

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 放課後等デイサービスも同様

■ 「そのサービス提供を行う時間帯」＝運営規程に定める「サービス提供時間」
＝児童の受入体制・連絡体制が整っている時間帯

※ 従業者の昼休みや休憩時間帯がサービス提供時間帯に含まれている場合、利用者がいない日や時間帯であっても、サービス提供時間中は常に2人以上以上の配置が必要です。

■ 定員10人であっても日によって10人を超えて受け入れる場合、ロに該当し、3人以上の配置が必要です。

■ 上記合計数のうち1人以上は常勤であること。

■ 上記合計数のうち半数以上は、児童指導員または保育士であること。

■ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者は、配置基準に含まれません。

■ 機能訓練指導員を配置した場合は、その数を上記合計数に含めることができます。

■ 児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる場合は、基準が異なります。

2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について

■ サービス提供時間中、児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の合計数が2以上(障害児の数が10までの場合)であることがわかる一覧表を提出してください。

■ 下記(1)または(2)での提出が望ましいですが、必要事項が記載されていれば独自の様式でもかまいません。

(1) 参考様式4【現様式】

(2) 参考様式4-1-1および参考様式4-1-2【新様式】

■ 「職種」欄には、下記の職種名を記入してください。

「管理者」、「児童発達支援管理責任者」、「保育士」、「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」、「機能訓練担当職員」、「栄養士」、「調理員」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「その他の従業者」

勤務形態一覧表は毎月作成し、人員基準・加算要件を満たしているか確認してください。

(参考様式4)

現様式

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

事業等の種別 ()
事業所(施設)名 ()

職 種	勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 計	週 の 平 均 勤 務 時 間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
			*																													
	(記載例-1)		①	①	③	②	④	①	④																							
	(記載例-2)		ab	ab	ab	cd	cd	e	e																							

新様式

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(児童発達支援, 放課後等デイサービス)

常勤従業者勤務時間数(1週間) 40 時間

事業所番号	0123456789	事業所名	はこだて発達支援		単位名																																									
							主たる対象	重心以外	事業分類	児童発達支援+放課後等デイサービス		児童発達支援分類		児童発達支援センター以外																														合計	週平均の勤務時間	勤務換算後の人数
																第1週							第2週							第3週							第4週									
職種	勤務形態	氏名	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	合計	週平均の勤務時間	勤務換算後の人数													
管理者	常勤・兼務	函館 太郎		2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		40.0	10.0	0.2													
児童発達支援管理責任者	常勤・兼務	函館 太郎		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6		120.0	30.0	0.7													
児童指導員	常勤・専従	函館 次郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160.0	40.0	1.0													
障害福祉サービス経験者	常勤・専従	函館 花子		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160.0	40.0	1.0													
その他の従業者	非常勤・専従	函館 三郎		5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		100.0	25.0	0.6													
合計				27	27	27	27	27			27	27	27	27	27			27	27	27	27	27			27	27	27	27	27		420.0	105.0	2.6													
開所時間				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8																	

※『障害福祉サービス経験者』・・・障害福祉サービスの業務に2年以上従事した方。
 ※『その他の従業者』・・・基準上必要な職員数に含めることは出来ません。ただし、基準を超えて配置する職員とすることは可能です

